

公 告

建設工事公告における用語の定義，入札後審査型制限付き一般競争入札についての基本事項を定める件（平成22年高契・公告第1号）の一部を次のように改正します。この公告による改正後の建設工事公告における用語の定義，入札後審査型制限付き一般競争入札についての基本事項を定める件の規定は，平成25年10月1日以後に入札手続を開始する建設工事について適用し，同日前に入札手続を開始した建設工事については，なお従前の例によるものとします。

平成25年10月1日

高松市長 大 西 秀 人

10(2)中「金額の100分の5」の次に「（平成26年4月1日以後に工事目的物の引渡しを受ける場合において，同日以後に行われる資産の譲渡等に適用される消費税率等に関する経過措置の適用がないときは，100分の8。14(3)において同じ。）」を加える。

14(3)中「105分の100」の次に「（平成26年4月1日以後に工事目的物の引渡しを受ける場合において，同日以後に行われる資産の譲渡等に適用される消費税率等に関する経過措置の適用がないときは，108分の100）」を加える。